

春日井市国民健康保険 保健事業実施計画の概要（案）

1 概要

春日井市国民健康保険保健事業実施計画とは、診療情報・健康情報など市が保有する様々な情報から市特有の健康課題を抽出し、保健事業を効果的に実施する「データヘルス計画」と特定健診・特定保健指導の実施目標や実施手順などを定めた「特定健康診査等実施計画」の2計画を統合した計画です。

この計画を基に、保健事業を展開し、市民の健康寿命の延伸や、医療費の適正化を図ります。

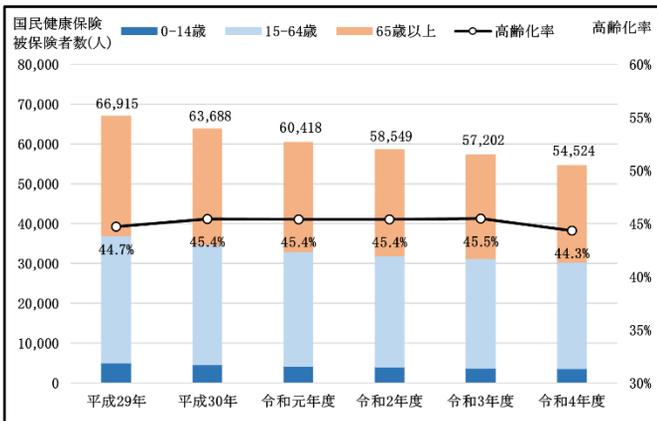
2 春日井市の現状

(1) 被保険者数及び高齢化率の推移

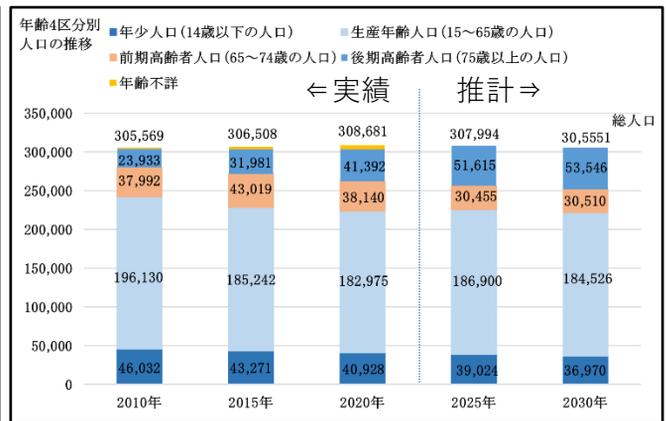
当市の国民健康保険被保険者数は、平成20年度から創設された後期高齢者医療制度への移行、政府管掌健康保険など被用保険への加入用件が緩和されていることから、令和元年3月末時点で60,418人、令和4年3月末時点で54,524人と減少傾向で推移しています。

同様に、特定健康診査受診対象者も令和元年度で46,238人、令和5年度で38,996人と減少傾向で推移しています。

しかし、高齢化率は令和3年度をピークに、今後も横ばいで推移していくものと想定しています。



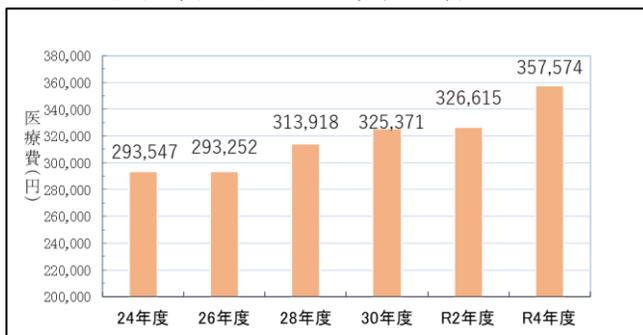
出典：厚生労働省「国民健康保険実態調査」



出典：春日井市「第六次総合計画基本計画改訂版」

(2) 被保険者の1人当たり医療費の推移

当市の被保険者1人当たり医療費は、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ感染症」という。）による受診控えなどの影響により令和2年度は減少しましたが、以降は、被保険者の高齢化率が国民健康保険全体の5割弱を占めている影響から医療費は増加傾向で推移していくものと想定しています。



出典：「春日井市国民健康保険運営協議会資料」

3 特定健診等実施結果と分析

(1) 特定健診受診率の推移

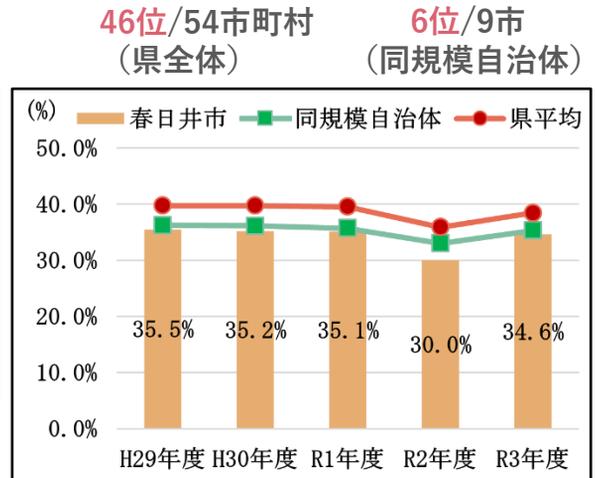
当市の特定健診受診率は、被保険者数が3万人以上の同規模自治体や県平均と年度毎に比較すると、受診率はすべて下回っています。

しかし、令和3年度については、コロナ感染症が比較的落ち着いたことや積極的に受診勧奨を行ったことから、コロナ感染症前の受診率に近づき、大幅に向上しました。

※同規模自治体＝被保険者数3万人以上の県内9市

名古屋市、一宮市、豊田市、豊橋市、岡崎市、春日井市、西尾市、豊川市、安城市

	特定健診受診率(%)				
	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
春日井市	35.5%	35.2%	35.1%	30.0%	34.6%
同規模自治体	36.2%	36.1%	35.7%	33.0%	35.3%
県平均	39.7%	39.7%	39.5%	35.9%	38.4%

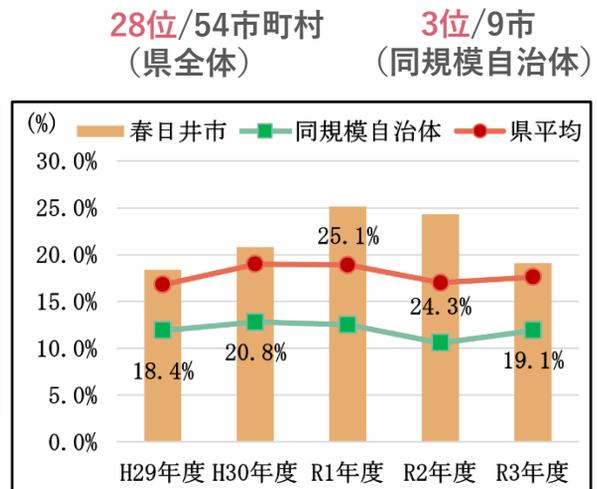


出典：「あいち国保健康レポート」

(2) 特定保健指導実施率の推移

当市の特定保健指導実施率は、同規模自治体や県平均と年度毎に比較すると、実施率は全て上回っています。これは、当市が電話による個別の受診勧奨を積極的に行っており、効果的に保健指導対象者に行動変容を促すことができたものと推測します。

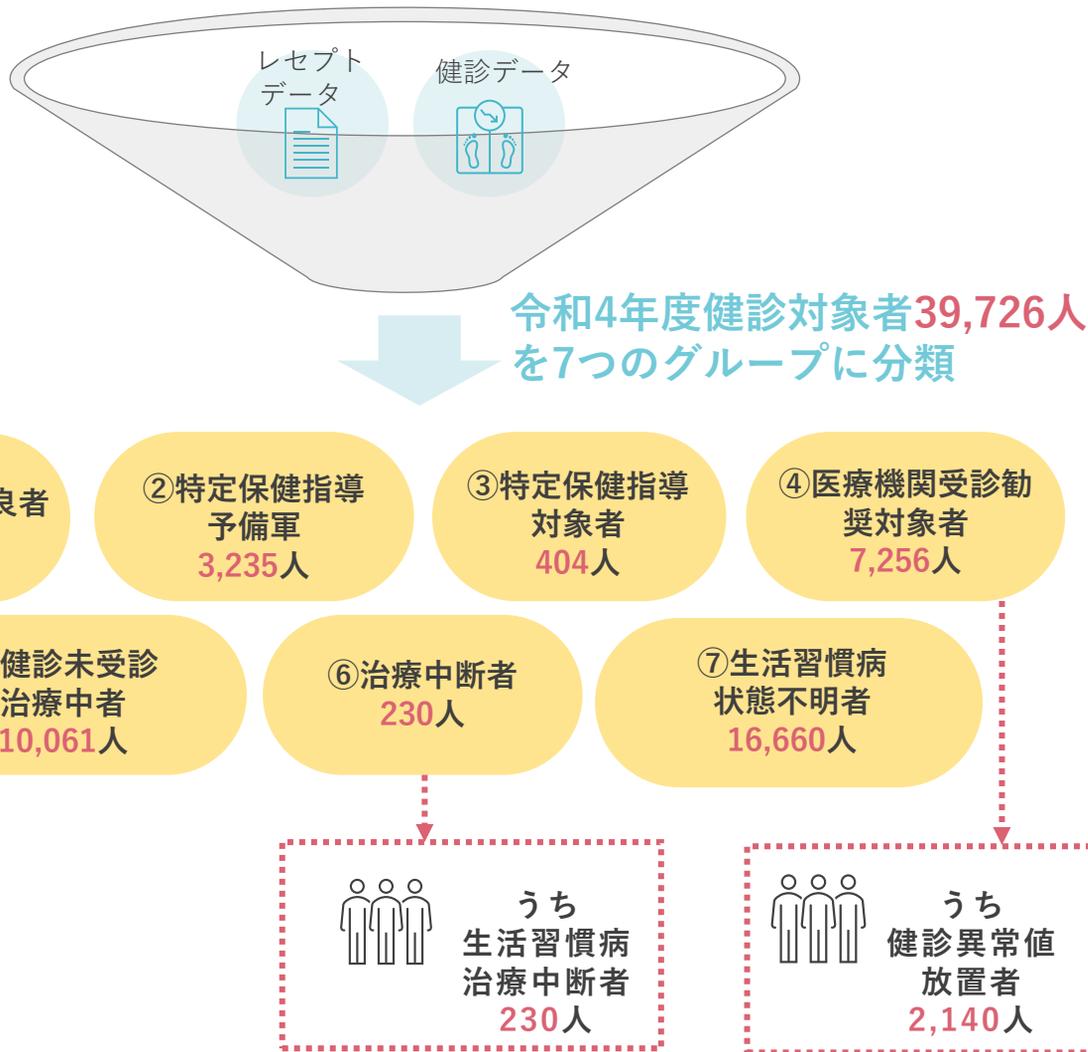
	特定保健指導実施率(%)				
	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
春日井市	18.4%	20.8%	25.1%	24.3%	19.1%
同規模自治体	11.9%	12.8%	12.5%	10.6%	11.9%
県平均	16.8%	19.0%	18.9%	17.0%	17.6%



出典：「あいち国保健康レポート」

4 レセプトデータ・健診データの分析内容

当市が保有する健診履歴、健診結果、生活習慣病などによる医療機関受診歴等の情報を分析し、国民健康保険被保険者を7つのグループに分類します。分類後にそれぞれの人数を確認し、優先して対応するグループを選定し、保健事業を効果的に展開します。例えば、②特定保健指導予備軍グループを対象に国保健康講座の開催、⑤健診未受診治療中者グループへの受診勧奨、⑥治療中断者グループへの保健師による医療機関受診勧奨など、グループごとに効果的な事業を実施します。



5 実施する保健事業

取組内容	主な事業
特定健康診査及び特定保健指導の推進	特定健康診査、特定保健指導、受診勧奨、健診の周知・啓発等
生活習慣病の発症及び重症化予防	腎機能の低下・糖尿病・高脂血症等の発症・重症化予防等
高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業	フレイル予防（虚弱）に重点を置いた高齢者サロン等や家庭訪問での支援
重複受診・服薬者への保健指導	重複受診及び重複服薬者への保健指導
ジェネリック医薬品の普及	ジェネリック医薬品の差額通知の送付等
健康に対する意識づくりの推進	国保健康講座、がん検診等の受診啓発

6 保健事業実施計画における重点事業

(1) 特定健康診査及び特定保健指導の推進



- ア 未受診者の特性に応じた受診勧奨
レセプト情報、過去の健診履歴などから健診未受診者を特性に応じたグループに分類し、受診を促す勧奨はがきを通知します。
- イ 民間企業と連携した受診勧奨
民間企業との連携により、様々な機会や場所で、特定健診に繋がる啓発活動を行います。
- ウ 医療機関との連携強化
生活習慣病等で既に受診中の人でも、医療機関との連携を強化して特定健診を受診する仕組みづくりをしていきます。

(2) 生活習慣病の発症及び重症化予防



ア 重症化予防事業

- (ア) 糖尿病性腎症に係る受診勧奨（腎症4期）
健診結果から腎機能が著しく低下しており、糖尿病性腎症の受診歴が確認されない人に対し、電話や訪問等により受診勧奨を実施します。
- (イ) 糖尿病性腎症に係る保健指導（腎症3期）
健診結果の血糖値が高く腎機能が低下している人に対し、食事や運動といった生活習慣の改善を図るプログラムを実施します。
- (ウ) 糖尿病の治療中断者への受診勧奨
糖尿病の治療中断者に対し、電話や訪問等で状況を聞き取り、保健指導や受診勧奨を実施します。

イ 生活習慣病予防の受診勧奨事業

健診結果で腎機能の低下、血糖、中性脂肪又は悪玉コレステロール等の値が高い人に対し、受診勧奨を促し、必要に応じ電話や家庭訪問を実施します。

(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業



高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康でいられるよう、フレイル（虚弱）予防に重点を置いた支援を行います。